

青森市財産区特別会計条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○青森市財産区特別会計条例 平成十七年四月一日 条例第六十八号 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号) 第二百九条第二項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に掲げる財産区の収入及び支出について会計を分別するため設置する。</p> <p>一～四十 略 四十一 青森市大字細越財産区特別会計 青森市大字細越財産区 <u>四十二 青森市久栗坂財産区特別会計 青森市久栗坂財産区</u></p>	<p>○青森市財産区特別会計条例 平成十七年四月一日 条例第六十八号 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号) 第二百九条第二項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に掲げる財産区の収入及び支出について会計を分別するため設置する。</p> <p>一～四十 略 四十一 青森市大字細越財産区特別会計 青森市大字細越財産区 [新設]</p>